

○総務省告示第五十五号

登録検査等事業者等規則（平成九年郵政省令第七十六号）第十七条及び別表第五号第三の三(2)の規定に基づき、平成二十三年総務省告示第二百七十八号（登録検査等事業者が行う検査の実施方法及び無線設備の総合試験の具体的な確認の方法を定める件）の一部を次のように改正し、令和四年五月一日から施行する。

令和四年三月三日

総務大臣 金子 恭之

次の表により、改正前欄及び改正後欄に対応して掲げるその標記部分に二重下線を付した規定（以下「対象規定」という。）は、改正前欄に掲げる対象規定を改正後欄に掲げる対象規定として移動し、改正後欄に掲げる対象規定で改正前欄にこれに対応するものを掲げていないものは、これを加える。

改正後	改正前
<p>[第1・第2 略]</p> <p>第3 携帯無線通信を行う基地局及び陸上移動中継局、広帯域移動無線アクセスシステムの基地局及び陸上移動中継局並びにローカル5Gの基地局の検査実施要領</p> <p>[1・2 略]</p> <p>3 無線設備等</p> <p>一 一・一の二 略]</p> <p>二 電気的特性</p> <p>[表略]</p> <p>[注1・注2 略]</p> <p><u>注3</u> 携帯無線通信(設備規則第3条第4号の5及び第4号の7に規定するものに限る。)を行う基地局、広帯域移動無線アクセスシステム(同条第12号及び第12号の2に規定するものに限る。)の基地局及びローカル5Gの基地局の送信装置のうち、設備規則第1章第6節に規定する周波数等を維持する機能を有するものとして技術基準適合証明又は工事設計認証を受けた適合表示無線設備であって、施行規則第43条の6第3項の規定に基づき総合通信局長又は沖繩総合通信事務所長から確認書の交付を受けた免許人に属する基地局の無線設備(現に設備規則第9条の5に規定する外部参照信号に同期しているものに限る。)については、周波数及び空中線電力の測定を省略することができる。</p> <p><u>注4</u> [略]</p> <p>[三 略]</p>	<p>[第1・第2 同左]</p> <p>第3 [同左]</p> <p>[1・2 同左]</p> <p>3 [同左]</p> <p>一 一・一の二 同左]</p> <p>二 [同左]</p> <p>[表同左]</p> <p>[注1・注2 同左]</p> <p>[新設]</p> <p><u>注3</u> [同左]</p> <p>[三 同左]</p>

備考 表中の「」の記載及び対象規定の二重下線を付した標記部分を除く全体に付した下線は注記である。